





に、私の質問の要点からはずれてもけ  
つこうでありますから、当面防衛水域  
という点に關連いたしました相当の  
事実を御説明いただきたいと思ひます。  
○岡崎國務大臣 朝鮮との間の會議に  
つきましては、これは水域の問題のみ  
ならず、いろいろの問題がありまし  
て、複雑な形をとっております。そこ  
で水域の問題につきましては、私の方  
の目的としては、いろいろ向うの立場  
もありまして、そう主義上の問  
題をあまり議論しても益がないであ  
ろうと思ひますが、とにかく日本の船が  
漁業ができるようなことにすれば、か  
りに李ラインがあつてもなくても、あ  
るいは防衛水域というものがあつても  
なくても、漁業ができさえすればそれ  
でまずとりあへず満足しようという目  
的で話合ひをいたすわけでありませ  
う。これにつきましては、私もたとへば司  
令官、あるいはその他の国連軍關係の  
人にもしばしば會ひましたし、また朝  
鮮側の代表者にも會ひました。あるい  
はアメリカの朝鮮における大使にも面  
會をいたしまして、いろいろこちらの  
事情を説明して来ております。その結  
果、多分塩見君からもすでに御説明が  
あつたと存じますが、国連軍側としま  
しては、防衛水域の問題についてはで  
きるだけこれを一時的のものにして、  
早く解除するような努力をしようとい  
うことになつておりますし、また解除  
するに至らないまでも、日本側業者の  
損害をできるだけ少くするように、不  
便であつても努力しようという気持ち  
はなつております。そこでさらに防衛水  
域というものは、いわゆる李承晩ライ  
ンとは關係のないものであるというこ  
とも言明を受けております。それでは

防衛水域を何ゆゑに設定しなければな  
らないかといふことについては、いろ  
いろの理由があるようでありまして、  
これは多少軍事上の機密に屬すること  
もありましようし、全部ここで申し上げ  
るのはいさうかと思ひますが、たとへ  
ば北朝鮮側の捕虜をたくさん収容して  
おる、その捕虜を、御承知のように集  
団的に一とところに置いたためにいろ  
／＼の問題が起つたので、その捕虜を分散  
していろ／＼の小さな島に置いてあ  
る。その場所等も秘密にしておるんだ  
けれども、とかく北朝鮮側からの密入船  
によつていろ／＼連絡されたり、情報  
を受けたたり、あるいは脱走を企てたり  
する形跡があるし、またその者たちは  
ある場合には日本の船などといつて、  
日本の艦艇等を偽造して、その水域に  
入つて来た例もしばしばある。こうい  
うようなことも一つの理由で、これは  
ほんとうに軍事的に必要な迫られて防  
衛水域というのを設定せざるを得なく  
なつたやうであります。従ひましてわ  
れわれとしては、国連側に協力するとい  
う意味から、この軍事上の必要を妨  
げるまでにはがんばることも差控えなけ  
ればならない。しかし軍事上の必要の  
許す範囲では、日本の漁船もそこに入  
つて漁業してもよからうじやないか  
といふふうないろ／＼な説明をいたし  
ておるわけでありませう。そこであまり  
問題がむずかしくなりませうと、今度は  
軍事上の必要で全部漁船に対する退去  
あるいは禁止区域といふことになりか  
ねない勢いでもありますので、ただい  
まのところは、入つてもよいけれど  
も、退去を命ずることはあるべし、退  
去を命じた場合には、おとなしくその  
地域から退去してもらわなければ困

る、こういうことでとめておるわけ  
であります。そこでただその中でむず  
かしいのは、御承知のように、韓国側  
の空気がありますものだから、国連  
側の海軍と申しますものは、その防衛  
水域の中ではアメリカの船もあり、あ  
るいはそのほかの国の船もあり、韓国  
の船もあるわけでありまして、韓国の  
船が監視に當つた場合には勢ひ監視が  
非常に嚴重になつて、日本の漁船に思  
われない困難を与える例がしばしばあつた  
わけでありませう。こういうようなこと  
もありませうけれども、われ／＼として  
は絶えず国連側と連絡をとりまして、  
われ／＼の方も大いに協力して不便の  
ないやうに努力するのだから、先方に  
おいてもわれ／＼の方にできるだけ不  
必要な不便を与えないやうにしてみら  
ないといふことで、先方もその主義  
上の点においては了解いたしておるの  
であります。實際上においては往々にし  
て手違い等もあり、漁船に困難を与え  
ることはありまして、国連側として  
は決して逮捕をしない、あるいは決して  
攻撃をしないといふ点についてはは  
つきりした言明を得ておるものであり  
ますから、實際上の手違いはありまし  
ても、さしあたりはこの程度で行きま  
して、だん／＼に空気の改善するに從  
つて緩和を考えた、ただいまこうい  
うような状況であります。

○宮澤委員 それではもう一点お伺  
いたします。これは少し具体的なこ  
さい問題ですが、ただいまの御説明を  
根拠として考えますと、九月十二日  
の東方三十海里の地点で韓国軍艦に拿  
捕されたといふことがありました。こ  
れはおそらく外務省でありましよう  
が、その理由はどういふわけか。向う  
は李承晩ラインを侵したといふが、そ  
ういふことはわれ／＼の方で認むべき  
ものではない、國際法に根拠がない以  
上は逮捕は不法である、こういうこと  
を韓国政府に嚴重抗議したといふこと  
が伝わつておるのですが、それに対し  
まして韓国政府は今日までのところど  
ういふふうな回答をして参りました  
か、これを伺えば諸般の事情がわかる  
と思ひます。

○岡崎國務大臣 これは先ほど宮澤委  
員もおつしやいましたように、先方と  
こちらとの——とにかく海の上であり  
ますから、そこにいたと言つても、あ  
りとまで証拠が残らないわけであり  
ます。従つて先方は漁夫漁船をそのま  
ま持つて行つてしまひまして、いろい  
ろな方法はありましようが、沿岸を侵  
したといふように供述書に署名させる  
といふようなことをやりますものでは  
ない、先方の公式の返事はやはり沿岸  
を侵した。決してほかのことを言つて  
いるのではないのであります。しかし  
ながら實際上の事情は、ある程度先方  
にもわかつておるやうであります。そ  
のため、裁判がある場合には、裁判  
が終らないものにも、救恤品を送つて  
やりたいと言へば、そう反対するわけ  
でもないし、また實際上の事情から、  
だん／＼罰金を科するものもあり、科  
さないでそのまま帰して来るというよ  
うな処置をとるものもありますので、  
事実上こういうものは両方とも主張  
は、こちらは不法に逮捕されたと言  
ひ、先方は沿岸を侵したからと言ひ  
ますけれども、その間の取扱ひが、沿  
岸に近ければ近いほど取扱ひがむずか  
しい、遠ければ遠いほど實際上は取扱  
ひがゆるくなつておるやうな点  
がある程度認められるやうでありま  
す。われ／＼としては、そういう点で  
實際上の解決をいたしたい。こう思つ  
て努力をいたしております。

○宮澤委員 なおもう一点だけ外務省  
の見解を伺いたしたのであります。先  
ほどお話の中にもありました臨検とい  
うことは、國際慣行によつて行われ  
べきだといふことですが、現在行われ  
ております臨検の程度といひますか、  
あるいは方法といひますか、これは実  
際がどうであつて、それが國際慣行に  
一致しているものであるかどうか。こ  
の点についてお伺ひします。

○岡崎國務大臣 私の報告を受けまし  
た範圍で見ますと、米国の艦船等によ  
つて受けておる臨検は、大体普通の國  
際法の慣行によつておるやうでありま  
す。韓国側の船が行ひますものは、  
往々にしてその範圍を逸脱してゐるよ  
うに思われるのであります。しかし  
そうかといつて結局議論になります  
と、向う側は自分はそのやうなことを  
していない、こちら側はしてゐると言  
つて、水かけ論になる場合が多いやう  
であります。しかし事實はさういふや  
うにわれ／＼は考えております。

○宮澤委員 朝鮮の問題は、これはま  
つたく水かけ論で、従ひまして時間も  
ありませんので、集約して結論的に御  
意見を伺いたしたいと思います。いわゆる  
防衛水域になるものは、出入禁止区域  
ではなく、危険区域であると解釈して  
よいのかどうか。それから防衛水域の  
範圍はどの程度のものであるか、ある  
いは李ラインと同一のものであるか、  
この点をひとつ明確にしたいだくと  
同時に、外務大臣として、防衛水域の



す。いずれも系統立つたやり方をいたしてやるわけはありませぬけれども、やはりこの際は実際に早く解決する方がよいと思ひますので、そのときどきに應じたやり方で、早くこつちへ船も漁夫もどつて来るような措置をできるだけ講じよう、こういうので、その都度いろいろの方法でやつておるような次第であります。

○佐藤(鶴)委員 時間を急がれるようですから、もう一点。ソ連の方の樺太からこちらの方の水域はどういうふうな処置されるお考えであるか。北海道の方でこのごろ大分拿捕されておる状況を聞きましたが、その点の処置です。

○岡崎國務大臣 これの方は実は措置の方法がなくて困つておるのであります。これにつきましても、一番問題になりますのは、根室の先のところでありまして、これは海域が狭く、その間に元のマツカーサー・ラインがあるわけでありまして、ところがソ連の方はまだ講和になつておりませんから、マツカーサー・ラインが生きておるといふ建前をとつております。ところがそのマツカーサー・ラインの陸地側のところが、潮流やら浅瀬やら関係上なかなかうまく通れませんで、うっかり通ると向う側に出て行く可能性が出て来ます。そのために抑留されたりいろいろされたりする船が出て来る、これが一番多いわけでありまして、これにつきましても、いろいろ妙なことであります。そのたびに新聞に出て、ことに東京の新聞は少くとも、北海道の新聞に盛んに出たり、あるいはその住民が非常に心配して騒いだりしますると、いつの間にかそれが先方の耳に入

るようでありまして、その結果ソ連側としても、日本の国民の、ことに北海道方面の国民の反感をつのらせるというところは得策でないと考えておるのじやないかと思ひますが、何となく帰つて来るのが多いのであります。これは、はなはだたよりのないやり方でありまして、けれども、まあ世論を動員してということが、一番たゞいまのところは有効なような気がいたしております。

○奥村委員長 宮崎清君。

○宮崎委員 外務大臣は次会に保留しまして、水産庁の長官に二、三續けて伺います。今度は法律案を主題として、外交問題は避けて、法律案について直接の關係のあるところを伺いたい。

今年の十月下旬でありましたか、新聞紙上に発表されたところによりまして、韓国海軍の一方的措置によりまして拿捕された船が百四十二隻、乗組員が千三百九十二人、現在行方不明が二十隻、沈没八隻、死者六名、行方不明四名、未帰還が十隻で未帰還者が七十二名、こういう数字を発表しておりますが、これに對しまして今外務大臣も言われ、あるいは水産庁長官も言われ、また、韓国との交渉によりまして今どういふふうな解決に進んでおるか。さらには、たゞいまの法案は、二十六年度の損害に對する再保険の給付の特別会計基金の足りないのを繰入れる法律案でありますが、二十七年度は、将来は別であります。今日現在きわめて近い時期におきまして発生しました損害が、今年度から見ました来年度の予算措置として、どの程度のものが繰入れ等の必要がある

か、このお見通しをお話をいただきました。

○塩見政府委員 今年度は大体一億五千万円ぐらいの繰入れでまかなえると思ひ通しておるのでございます。来年度は現在の見込みといたしましては、五千万円程度の繰入れでやつて行けるのではないかと、こういうふうに判断いたしております。

○宮崎委員 今の拿捕された船、乗組員の措置についての交渉経過、どういふふうになりましたか、それを伺いたい。

○塩見政府委員 拿捕されました船につきましては、外務省を通じて相手国の方と交渉をしております。大体今までの経緯といたしましては、長いのも短かいものもござりますが、船の方は帰つて参ります。大体漁獲物とか漁具とかいふふうなものは、とられる場合が往々にしてあるわけでございます。船の方は大体において帰つて来る。こういうことになっております。見通しとしましては、従来通りの交渉によつてそれを確保したいと思つております。また乗組員につきましては、これは乗組員の給与の保険をやります法律が先般の国会で通つておりまして、予算的な裏打ちが今度の補正予算においてなされていくわけでありまして、それによつて一応一時的な救済はやつて参りたいと思つておりますが、この乗組員の方も、韓国側において抑留された場合には、大体において従来例によりまして、外交交渉によつて帰つて参つておる、こういう状態になつております。

○宮崎委員 大体わかるのですが、少しその点はつきりしないのです。十月の下旬に発表された、私が読み上げました数字が必ずしも正しいとは言いませんが、それらについて直接解決したものがあつかないか、それによつて今後起るべき事故——起るべきということをはきわめて遺憾であります。どうも外務大臣の説明を聞いてみて、その他の關係の方々の説明を聞いてみて、また起ると思わなければならぬ状況にある。それがどういふふうな解決して行くのであるかというところを見きわめなければ、これは単に保険でもつて補填するぐらいの程度で日本の漁業が守られるとは私は考えていない。御承知のようにマツカーサー・ラインの中に止込められ、しかも近海漁業に専念いたしました日本の精鋭なる漁業は、すでにその近海の漁業をとり尽したと申してよろしい。もつと広漠な地域にわれわれの漁船の活動を展開しなかつたならば、漁業振興などでむやみに金を出しまして、むやみに助成したとしても、実際にいって水産資源の確保というものはできない。それはせつかくの国民の税金からなりまする金をむやみに助成という美名のもとに散布するだけであつて、抜本的な漁業対策にはならないと思ふ。そこでこれらの交渉は外務省を通じてというお話であります。具体的にどれだけの片づいて、今後こういう事故が起きても早期解決ができる、漁民もある程度安心してこの海域に出漁できる、国連軍も黙認するといつております。そしてわれわれの、ともすれば転落して行こうといふ漁村の経済の発展をはかるということが緊要な問題なんだ。そこでこれらの問題がどういふふうの一つ／＼解決しておるか、この

ことを私は伺いたのであります。この問題がなければ、保険制度なんというものでは、これはカバーできるものじやありません。その点について、もし必要があれば、資料も提供され、何という船がどういふところであつて、どういふふうにして帰つて来た、こういう具体的なことを水産庁としては、われわれのこの国会へ報告していただきたい。われわれもこれらの事実を知らなかつたならば、漁村を代表いたします議員といたしましてその職責を全うすることはできない、これはもう真剣な問題であります。どうぞ具体的にその点をこの委員会において明らかにしていただきたいと思ひます。

○塩見政府委員 十月下旬に発表された数字というものは、私今手元に数字を持つておりませんけれども、韓国だけではそんな数には上つておらない、こう考えます。それからまた韓国關係につきましても、たゞいま御要求のありましたところの具体的な事例等について、どういふふうな解決されておるかという点につきましては、たゞいま資料を持つて来ておりませんので、詳細な資料を整理いたして、あらためて御提出したい、こう考えます。

○宮崎委員 それでは、たゞいまの水産庁長官の御説明によりまして、資料の提供を得まして、さらにもう一回質問を継続することにしたいと思ひます。本日はこれでやめます。

○奥村委員長 ほかに御質疑はございせんか。——質疑はないようでありますから、本日はこれをもつて散会いたします。次会は公報をもつてお知らせいたします。

午前十一時四十五分散会

昭和二十七年十二月十日印刷

昭和二十七年十二月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局